

鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱を次のように定める。

平成23年6月15日

鎌ヶ谷市長 清水 聖 士

鎌ヶ谷市告示第67号

鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存住宅地における雨水の地下への浸透について、市及び市民相互の協力のもと、地下水の涵養による良好な水循環の保全及び雨水の河川への流出抑制を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸透枿 降雨時に雨樋等からの雨水を集め地下に浸透させるための施設をいい、市が予算の範囲内で設置したものをいう。
- (2) モニター 浸透枿が降雨時にどのように機能しているかを監視し、その状況を市に報告する者をいう。

(モニターの資格要件)

第3条 モニターは、別に定める適用区域内に居住し、かつ、浸透枿が設置されていない既存住宅地に居住していることを要件とする。

(市の責務)

第4条 市は、既存住宅地における雨水の地下への浸透を推進するため、モニターを募集し浸透枿を設置するものとする。

2 市は、モニターからの報告をもとに、雨水の地下への浸透による流出抑制効果等の検証を行い、浸透枿に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(モニターの募集及び決定)

第5条 モニターの募集は、市広報及び市ホームページにより行うものとする。

2 モニターへの応募は、別に定める方法に基づき浸透枿モニター申請書(別記第1号様式)により申請するものとする。

3 市は、申請順に浸透枿の設置場所等を調査のうえ、設置の可否を決定し、その結果を浸透枿モニター結果通知書(別記第2号様式)により申請者に通知す

るものとする。

(モニターの任期)

第6条 モニターの任期(以下「任期」という。)は、浸透枿が設置されてから3年間とする。

2 市は、浸透枿の設置が完了したときは、任期の期間を浸透枿モニター任期通知書(別記第3号様式)によりモニターに通知するものとする。

(モニターの責務)

第7条 モニターは、任期中、別に定める報告基準に基づき、浸透枿モニター報告書(別記第4号様式)により市に報告するものとする。

2 モニターは、適宜浸透枿の清掃に努めるものとする。

3 モニターは、任期中、原則として浸透枿を移動又は撤去することができないものとする。

4 モニターは、任期中、市が浸透枿調査のために敷地内へ立ち入ることに協力するものとする。

(浸透枿の移動又は撤去)

第8条 モニターは、任期中、やむを得ない事由により浸透枿を移動又は撤去しようとするときは、浸透枿(移動・撤去)届出書(別記第5号様式)により市に届け出るとともに、市の承認を得るものとする。

2 市は、前項による届出があった場合には、調査のうえ、移動又は撤去の可否を決定し、浸透枿(移動・撤去)承認書(別記第6号様式)によりモニターに通知するものとする。

3 第1項による浸透枿の移動又は撤去に係る費用はモニターの負担とする。

(地位の引継)

第9条 任期中、モニターが有していた地位を引き継いだ者は、地位引継届出書(別記第7号様式)により市に報告しなければならない。

(浸透枿の帰属)

第10条 市は、任期後に浸透枿を敷地所有者へ帰属するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

この告示は、平成23年6月15日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

浸透枿モニター申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

浸透枿モニターに応募したいので、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第5条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

設置場所	鎌ヶ谷市	申請者住所と設置場所が同じ場合は記入不要
敷地の所有者	住所	申請者と敷地所有者が同じ場合は記入不要
	氏名 ⑩	
	電話番号	
敷地の面積	m ²	記入必須

注) 申請者と敷地所有者が異なる場合は、敷地所有者の承諾を得ること。

第2号様式（第5条関係）

浸透枿モニター結果通知書

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

年 月 日付けで申請のありましたことについて、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第5条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

モニター	決定・不決定
不決定の理由	
決定の場所等	
設置場所	鎌ヶ谷市
敷地の所有者	
敷地の面積	m ²
浸透枿設置個数	基

(注) 浸透枿設置工事の日程は、別途協議となります。工事完了後、敷地内に設置された浸透枿は、敷地所有者のものとなります。

第3号様式（第6条関係）

浸透枿モニター任期通知書

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

年 月 日付けで浸透枿の設置が完了しましたので、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

任期

自 年 月 日
至 年 月 日

第4号様式（第7条関係）

浸透枿モニター報告書



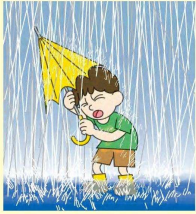

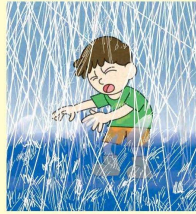
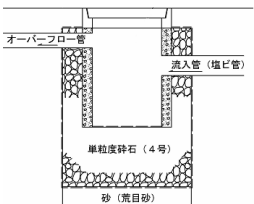
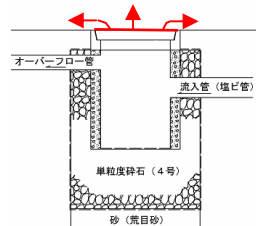
年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
氏名 印
電話

鎌ヶ谷市浸透枿モニター実施要綱第7条第1項の規定により、浸透枿の浸透状況について下記のとおり報告します。

記

降雨状況 確認日時	年 月 日 AM・PM :				
降雨の状況					
1時間の 雨量	10~20ミリ	20~30ミリ	30~50ミリ	50~80ミリ	80ミリ~
雨の 強さ	やや強い雨 	強い雨 	激しい雨 	非常に激しい雨 	猛烈な雨 
降雨 状況	地面に水たまりができ、雨の音で話し声が良く聞き取れない。	どしゃぶりの雨。傘をさしていてもぬれる。	バケツをひっくり返したような激しい雨。	滝のように降り、水しぶきであたり一面が白っぽくなり視界が悪くなる。	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸透枿の状況（外観）					
	浸透枿から雨水は溢れていない。		浸透枿から雨水が溢れている。		
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		

浸透状況
確認日時

年 月 日 AM・PM :

報告内容

1. 雨が止み、浸透柵に雨水が流入しなくなってから浸透柵の蓋を開けて中を確認し、水位（柵の底から水面までの高さ）を計測のうえ、下欄①に記入して下さい。また、その状態から水位が5cm低下するまでの時間を計測し、下欄②に記入して下さい。なお、水位が5cm未満の場合は、空になるまでの時間を計測して下さい。

① 水位 cm

※確認時に既に空だった場合は水位 0cm と記入して下さい。
なお、その場合は②の記入は必要ありません。

② 時間 分 秒

2. 今回の調査における浸透柵の状況等をお書き下さい。

浸透柵の調査箇所（各宅地の配置図を記載）

第 5 号様式（第 8 条関係）

浸透枿（移動・撤去）届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
氏名 ⑩
電話

浸透枿を（移動・撤去）したいので、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

移動・撤去する 浸透枿の場所	鎌ヶ谷市
移動・撤去の理由	
移動・撤去の数	基

注) 敷地内の浸透枿の位置がわかる配置図を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

浸透枿（移動・撤去）承認書

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

年 月 日付けで届出のありました浸透枿（移動・撤去）については承認しましたので、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

移動・撤去する 浸透枿の場所	鎌ヶ谷市
移動・撤去の理由	
移動・撤去の数	基
移動・撤去に係る費用負担	

第7号様式（第9条関係）

地位引継届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
氏名 ⑩
電話

浸透枿モニター制度実施要綱に基づく地位を引き継ぎましたので、鎌ヶ谷市浸透枿モニター制度実施要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

引き継いだ 浸透枿の場所	鎌ヶ谷市
引き継いだ 浸透枿の数	基
引き継ぎを受けた 者の住所及び氏名	
引き継ぎの理由	
引継年月日	年 月 日